

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	させば生活応援券発行事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受けた生活者に対し応援券(金券)を配布することで、市民生活を下支えするもの。 ②市民への給付分及び事務費 ③給付分 1,132,570千円(全市民226,514人×5,000円) 事務費 委託料(事務局運営経費等)、職員手当等、需用費 ④全市民	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費管理事業	①物価高騰等に対する経済的な負担軽減として、これまでと同等の栄養バランスや量を保ち、安全安心な学校給食を提供するため、食材費の価格上昇相当分に係る経費を支援するもの。 ②学校給食費の物価高騰分 ③【食材費価格上昇分】 1食当たり単価の一部分に充当×年間食数で算出 小学校 30円×上昇見込率101.9%×2,256,384食 = 68,977,658円 中学校 40円×上昇見込率104.9%×1,148,364食 = 48,185,353円 (合計)117,163,011円 ④保護者負担額(児童・生徒分の学校給食費)の増額分の一部、教職員等は除く	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費相当額助成事業	①物価高騰に対する経済的な負担軽減として、中学校給食費の無償化の支援を受けていない生徒の保護者に対し、学校給食費相当額補助金を支給するもの。 ②学校給食費相当額補助金(積算根拠となる学校給食費の1食単価の)一部 ③1食当たり単価の一部分に充当×年間食数で算出 (学校給食費の無償化対象学年:中学校第2.3学年) 市立中学校 40円×75,633食 = 3,025,320円 市立外等中学校 40円×24,725食 = 989,000円 (合計)4,014,320円 ④中学校給食費の無償化の支援を受けていない生徒の保護者(教職員分除く)	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	カーボンニュートラル推進事業(置き配)	①再配達削減による移動・輸送における温室効果ガス排出抑制及び人手不足や燃油高騰の長期化の影響を受けている宅配事業者の負担軽減を図ることを目的として、市オリジナル置き配バッグを市内3,000世帯に無料配布するもの。 ②委託料 ③委託料 10,351千円 置き配バッグ製作(5,598円×1500個)+配布・調査等に係る事務経費 ④市民及び市内宅配事業者	R7.4	R8.2
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地域通貨発行事業	①物価高騰等への対応として地域通貨「させばeコイン」を発行することで、経済循環と地域活性化を図るとともに、消費下支えとして物価高騰等の影響を受ける生活者・事業者への支援を実施するものです。 ②事務費(消耗品費、広告費等)、委託費 ③委託料 141,885千円(還元ポイント98,310千円+チャージ手数料24,575千円+事務局業務19,000千円)+事務費 1,739千円 還元ポイント:令和7年4月からの12月の決済想定額に対し、ポイント還元率3~10%の範囲内で設定するもの。各月の決済想定額は、令和5・6年度のさせばeコイン決済実績や総務省「家計調査(2人以上の世帯の消費支出)」を基に算出している(約150,000~270,000千円/月)。各月の還元率については、総務省「家計調査(2人以上の世帯の消費支出)」から、各月の消費支出の増減を参考とし、消費の落ち込む時期に還元率を高め設定している。 チャージ手数料:年間決済想定額2,313,000千円×約1.1%(チャージ方法によって手数料率が異なる) 事務局業務:コールセンター業務、システム運営管理等 ④市内中小企業者	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	先端設備等導入促進事業	①物価高騰等への対応として、先端設備等導入計画の認定を受けた市内中小企業者を対象に、当該計画に基づく設備導入に係る経費の一部を支援するもの。 ②補助金 ③補助金45,000千円(3,000千円×15件) ④市内中小企業者	R7.4	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	サプライチェーン強化促進事業	①物価高騰等への対応として、市内企業においてサプライチェーンの強化を促進するため、製造業に対して支援するもの。 ②補助金 ③補助金30,000千円×1件 ④市内中小企業者	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費物価高騰対策支援事業(公立幼稚園管理運営費)	①物価高騰等の影響を受けている公立幼稚園の園児用の給食費増額分(教職員分は含まない)を補填することで、保護者の負担を軽減し、これまでどおり栄養バランスの取れた給食の提供を行う。 ②給食費の増額分を補填 ③【給食費増額分】 (主食+給食費)300円×11月(4~7月、9~3月)×20人 = 66千円 ④保護者(園児分の給食費)の増額分を市が負担し事業者へ支出	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	給食費物価高騰対策支援事業(私立保育所等運営費(施設型、地域型保育))	①保護者負担額の増額を抑制し、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するため、食材費の価格上昇相当分に係る経費(教職員分は含まない)を支援するもの。 ②補助金及び事務経費 ③補助金 利用者数5,764人×補助単価370円×12か月×95%≒24,313千円 事務経費 220千円(時間外勤務手当) ④保育所等87か所	R7.7	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	給食費物価高騰対策支援事業(私立幼稚園等運営費)	①保護者負担額の増額を抑制し、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するため、食材費の価格上昇相当分に係る経費(教職員分は含まない)を支援するもの。 ②補助金及び事務経費 ③補助金 利用者数2,094人×補助単価370円×12か月×95%≒8,833千円 事務経費 60千円(時間外勤務手当) ④幼稚園等24か所	R7.7	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	給食費物価高騰対策支援事業(地域型保育委託事業)	①保護者負担額の増額を抑制し、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するため、食材費の価格上昇相当分に係る経費(教職員分は含まない)を支援するもの。 ②補助金及び事務経費 ③補助金 利用者数11人×補助単価370円×12か月×95%≒47千円 ④地域型保育事業所2か所	R7.7	R8.3
12	③消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度物価高騰対策佐世保市商店街の活力回復促進事業	①物価高騰対策として商店街等がプレミアム付商品券を発行し、市民生活の支援及び地域消費の喚起を図ることで、経済活性化及び生活インフラでもある商店街の活力回復を図ることを目的とする。 ②・プレミアム付商品券事業に係る経費 ・商店街等プロモーション事業に係る経費 ・事業に係る事務費(需用費、役務費) ③・「佐世保市商店街の活力回復促進事業」補助金 106,400千円(6団体予定) (1)対象会員店舗数×40万円(上限800万円) (2)電子地域通貨加算金 100万円(商品券事業) (3)商店街等プロモーション事業 上限150万円 ・事務費 58千円(需用費50千円、役務費8千円) 【実施予定団体内訳】 1 SASEBOまち元気協議会 (1)4,680万円 (2)100万円 (3)650万円 ・させぼ四ヶ町商店街協同組合 84店舗×40万円>800万円 ・佐世保三ヶ町商店街振興組合 25店舗×40万円>800万円 ・佐世保京町商店街協同組合 17店舗×40万円=680万円 ・戸尾市場活性化協議会 22店舗×40万円>800万円 ・させぼ五番街 72店舗×40万円>800万円 ・えきマター丁目 30店舗×40万円>800万円 (3)については、共同事業による共同発注の一般的なコスト削減率として20~40%が見込まれるため、上限額を30%程度抑制したものの。 150万円×6団体=900万円	R7.10	R8.2
13	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通デジタル化等利便向上支援事業	①物価高騰により経費が嵩む中、公共交通事業者においてはデジタル化等を実施することで経営効率化や省人化につながるとともに、利用者の利便性向上にもつながることで、地域に不可欠な交通手段の確保に寄与することができる。そのため、公共交通事業者がデジタル化・システム化により、利用者の利便性向上や経営効率化に資する設備を導入する取組みに対して支援を行うもの。 ②交付金 ③公共交通事業者が実施するデジタル化等の整備に係る事業費への支援(事業者負担額の1/2以内を支援) ・電子座席管理表導入 203千円 ・スマートバス停設置 93千円 ・窓口POSレジ導入 109千円 ・高速バス自動券売機導入 1,080千円 ・配車アプリ導入 729千円 ・キャッシュレス決済機器導入 1,431千円 ・車両動態管理システム導入 1,558千円 ④路線バス事業者、タクシー事業者	R8.3	R8.3
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親世帯等(児童扶養手当支給世帯)生活支援給付金(加算)支給事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、物価高対応子育て応援手当に加えて、児童扶養手当支給世帯に対し、生活支援給付金の支給を行うもの。 ②給付金に係る事業費および事務費 ③対象児童1人につき2万円を支給(1回に限る) ・対象世帯数 2,215世帯 ・対象児童数 3,596人 ・給付金総額 71,920千円 ④児童扶養手当支給世帯 (1)令和7年11月に児童扶養手当の支給を受けた者 (2)令和7年10月から令和8年3月31日までに児童扶養手当の申請(新規・増額等)が完了した者で、令和8年5月31日までに児童扶養手当の支給を受けた者	R7.12	R8.4以降
15	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電等購入促進事業	①燃油高騰の長期化に伴う物価高や光熱費の高騰が家庭生活に影響を及ぼしていることから、家庭におけるエネルギー消費が大きい家電製品について、省エネ性能の高い製品の購入を促進することで光熱費削減につなげるもの。また、ゼロカーボンシティの実現に向け、家庭部門の温室効果ガス排出削減に寄与するもの。 ②委託料、事業実施に係る人件費、事務経費(広告料等) ③委託料(地域通貨ポイント付与分・事務処理経費):72,165千円 会計年度任用職員給与:3,026千円 事務経費(広告料等):372千円	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
16	④消費下支え等を通じた生活者支援	佐世保市住宅性能向上リフォーム物価高騰対策支援事業	① 【目的】物価高騰により、住宅の改修工事に係る経済的負担が増加している状況を踏まえ、市民が安全で快適に暮らせる住環境を確保するため、生活者支援の一環として、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅所有者に対し、補助金を交付し、その負担を軽減することを目的とする。 【効果】市民負担の軽減。 ②補助金、事務費 ③ 【補助金】 300(件)×200(千円) = 60,000(千円) 【事務費】 5,000(千円) ④ 【交付対象者】市民 【対象施設】一戸建ての住宅、併用住宅、マンション等の専用部分	R8.2	R8.4以降
17	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	基幹公共交通等持続化支援事業	①物価高騰等の影響を受けている基幹公共交通等事業者に対し、今後も安定した公共交通網の維持に資するための支援を行うもの。 ②給付金 ③燃料価格高騰相当額を支援 単価24円/ℓ 路線バス:37,620千円 地域鉄道:6,847千円 タクシー:11,340千円 海上タクシー:729千円 ④市内基幹公共交通等事業者 路線バス(西肥自動車、させぼバス) 地域鉄道(松浦鉄道) タクシー(佐世保観光タクシー他) 海上タクシー(じゅうふく、さくら)	R8.1	R8.3
18	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	人材確保支援事業	①物価高騰等の影響を受けている公共交通事業者に対し、公共交通維持のための人材確保に資する事業実施に対し、支援を行うもの。 ②補助金 ③対象事業費×1/2(上限500千円)×10社 ④市内公共交通事業者	R8.1	R8.4以降
19	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等支援事業	①「地方独立行政法人病院(公立病院)」における、令和8年1月～3月までの3か月間を対象機関とした、電気・ガス・食材料費の価格上昇分の一部に対し支援を行うことで負担軽減を図るもの。 ②補助金に係る事業費および事務費 ③積算根拠 高騰月額9,706円×1/2≒5,000円(月補助単価) ■佐世保市総合医療センター 5,000円×3か月×病床数563床=8,445,000円 ■北松中央病院 5,000円×3か月×病床数140床=2,100,000円 ■事務費等 41,000円(時間外手当・消耗品費) ④市内の地方独立行政法人病院 2病院	R8.1	R8.3
20	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業経営セーフティネット加入支援事業	①物価高騰等への対応として、燃油価格の高騰が続いていることによる漁業者の経営への影響を緩和するため、国のセーフティネット構築事業加入時に必要となる積立金の一部を支援するもの。 ②補助金及び事務に必要な経費 ③補助金 36,463千円 漁協交付事務費 404千円(申請予定数:202経営体) 事務費 20千円 (内訳) 時間外手当 20千円 ④漁業者(漁業経営セーフティネット構築事業加入者)	R8.1	R8.4以降
21	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	養殖用配合飼料セーフティネット加入支援事業	①物価高騰等への対応として、養殖用の配合飼料の高騰が続いていることによる漁業者の経営への影響を緩和するため、国のセーフティネット構築事業加入時に必要となる積立金の一部を支援するもの。 ②補助金及び事務に必要な経費 ③補助金 34,020千円 漁協交付事務費 76千円(申請予定数:38経営体) 事務費 20千円 (内訳) 時間外手当 20千円 ④漁業者(漁業経営セーフティネット構築事業加入者)	R8.1	R8.4以降
22	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	佐世保港クルーズ旅客地域消費活性化支援事業	①物価高騰等の影響を受けている商店街等事業者・交通事業者・の事業経営の安定及び継続を下支えするため、増加するクルーズ旅客という外部需要を確実に地域消費へ転換することを目的とした、消費促進を図るための「街歩きクーポン」の発行とワンストップ買い物導線の整備、合わせて商店街へのシャトルバス運行を連動させ、消費活性化支援として一体的に行うもの。 ②クルーズ乗客用「街歩きクーポン」事業、ワンストップ買い物導線の整備、シャトルバス・水上バス運行にかかる委託費 ③「街歩きクーポン」事業 (クーポン発行(200円分・220,000枚)、連動マップ作成、クーポン換金(70,000枚使用を想定)事務)業務委託25,190千円 ・ワンストップ買い物導線の整備 (案内ブース設置運営、商店街内のおもてなし空間整備(サイン設置10基・歓迎フラッグ300枚・店頭ポップ200個・ウェルカムゲート設置2カ所・フォトスポット設置1カ所、受入説明会開催)業務委託8,400千円 ・シャトルバス(35回運行(総運行台数95台))・水上バス(5回運航(総運航隻数56隻))業務委託19,410千円 ④商店街・物販・飲食事業者、バスや水上バス等の交通事業者	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
23	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	先端設備等導入促進事業(令和8年1月補正分)	①物価高騰等への対応として、先端設備等導入計画の認定を受けた市内中小企業者を対象に、当該計画に基づく設備導入に係る経費の一部を支援するもの。 ②補助金、役務費 ③補助金50,015千円(5,000千円×4件、2,000千円×15件) 役務費15千円(郵便料10千円、振込手数料5千円)	R8.2	R8.4以降
24	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業経営向上事業(物価高騰対応・中小企業賃上げ伴走支援事業)	①物価高騰により経営環境が厳しさを増す中小企業・小規模事業者に対し、生産性向上・価格転嫁等の伴走支援を通じて、賃上げの実現を直接後押しすることを目的とするもの。 ②委託費 ③委託費3,000千円 ・謝金:24,096円×120回=2,891,520円 ・手数料:10千円 ・交通費:98千円 ④物価高騰の影響を受けている市内中小企業者	R8.2	R8.4以降
25	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業経営向上事業(事業環境変化)	①市内中小企業の物価高騰に伴う原材料費・人件費等の負担増に対応し、安定した事業継続力の強化を図ることを目的として、事業者が生産性向上や省力化、業務効率化などの取組や店舗改装や展示会出展を実施する際に必要となる経費の一部を補助するもの。 ②補助金、人件費 ③補助金35,000千円(700千円×50件) 人件費5,000千円 ④市内中小企業者	R8.2	R8.4以降
26	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	三川内焼収益基盤強化事業	①物価高騰により影響を受けている三川内焼窯元の収益改善を目的として、専門家伴走型の経営指導を行うもの。 ②専門家招聘費、専門家旅費 ③専門家招聘費4800千円 専門家旅費50千円×6回×2名 ④交付対象者 三川内陶磁器工業協同組合	R8.2	R8.4以降
27	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉サービス事業所等支援事業費	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者に対し、地域の実情に沿った支援対策を行うため、長崎県支援の対象外である障がい福祉サービス事業所等(地域活動支援センター)に対して、長崎県と同様にエネルギー等の価格上昇分の一部を支援するもの。 ②補助金及び事務経費 ③2施設、1施設当たり59千円 ④対象施設:地域活動支援センター	R8.3	R8.3
28	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所等支援事業	①県が支援対象としている有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を除く)・電気、ガスの物価高騰分の一部を支援することで、負担軽減を図る。 ②時間外勤務手当81千円、郵便料4千円、振込手数料4千円、補助金11,550千円 ③(光熱費4千円+食材料費7千円)×定員1,050人 ④有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を除く)52施設	R8.3	R8.3
29	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	運営継続支援事業(ファミリーサポートセンター運営事業)	①物価高騰の影響を受けているファミリーサポートセンターの負担を軽減するため、物品購入等に対する支援を行うことで、安定的な事業運営の継続につなげるもの。 ②支援金に係る事業費及び事務費 ③ファミリーサポートセンター1施設につき25千円を上限に支給 ・対象団体 1施設 ・支援金総額 25千円	R8.3	R8.3
30	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	運営継続支援事業(放課後児童健全育成事業)	①物価高騰の影響を受けている児童クラブの負担を軽減するため、物品購入等に対する支援を行うことで、安定的な事業運営の継続につなげるもの。 ②支援金に係る事業費及び事務費 ③児童クラブ1施設につき50千円を上限に支給 ・対象団体 74施設 ・支援金総額 3,700千円 ④佐世保市が委託している放課後児童クラブ	R8.3	R8.3
31	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	運営継続支援事業(子ども・子育て官民連携事業)	①物価高騰の影響を受けている子ども食堂の負担を軽減するため、食材の購入等に対する支援を行うことで、安定的な事業運営の継続につなげるもの。 ②支援金に係る事業費及び事務費 ③子ども食堂1団体につき50千円を上限に支給 ・対象団体 16団体(R7.7時点で実施している団体) ・支援金総額 800千円 ④佐世保市内で子ども食堂を実施している団体・個人	R8.3	R8.3
32	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	運営継続支援事業(民生費)	①物価上昇といった厳しいなかにおいて、安定的な教育・保育を提供できるよう物品の購入等に係る経費に対する支援を行うもの。 ②時間外勤務手当240千円、交付金8,950千円 ③保育所、認定こども園 :@100千円×74施設 認可外保育施設 :@200千円×4施設 " :@100千円×3施設 " :@50千円×2施設 小規模保育事業所 :@50千円×1施設 家庭的保育事業所 :@25千円×1施設 地域子育て支援センター :@25千円×6施設 病児保育室 :@25千円×5施設 ④保育所、認定こども園、認可外保育施設、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援センター、病児保育室(計:96施設)	R8.3	R8.3
33	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	運営継続支援事業(教育費)	①物価上昇といった厳しいなかにおいて、安定的な教育・保育を提供できるよう物品の購入等に係る経費に対する支援を行うもの。 ②時間外勤務手当63千円、交付金2,500千円 ③認定こども園、幼稚園 :@100千円×25施設 ④認定こども園、私立幼稚園、私学助成幼稚園(計:25施設)	R8.3	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
34	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯活動等支援事業(防犯灯電灯料補助)	①物価高騰の影響を受けている町内会が自主防犯活動として所有している防犯灯に関して、防犯灯電灯料(1灯当たり10W相当)を補助することで、自主防犯活動の継続を図る。 ※現在市が出資している自治体PPSが町内会等に代わって電灯料を支払っており、市は1灯当たり10W相当を補助、10Wを超える電灯料は町内会が負担。 ②補助金 ③物価高騰前のR4の10W防犯灯電灯料が年間1,788円① R7補助金交付予定の10W防犯灯電灯料が年間1,932円② ②-①=144円 市内の防犯灯数約22,600灯 144円×22,600灯≒3,254千円 ④自治体PPS	R7.4	R8.3
35	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯活動等支援事業(LED防犯灯更新維持管理補助)	①物価高騰の影響を受けている町内会が自主防犯活動として所有している防犯灯の維持管理について補助することで、自主防犯活動の継続を図る。 ※防犯灯の維持管理に関しては、市・町内会・自治体PPSで10年間の3者協定を締結し、自治体PPSが維持管理者となり、市は補助金として、町内会は自己負担として2分の1ずつ自治体PPSへ支払い。 ②補助金 ③R4.10に事業を開始(補助金額は1灯当たり750円/年) R6.4に物価高騰対策として、1灯当たり150円/年の補助金額を増額 ※物価高騰による影響額 150円×18,756灯(R7予算)≒2,813千円 ④自治体PPS	R7.4	R8.3
36	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯活動等支援事業(防犯カメラ設置補助)	①防犯意識の高まりを踏まえた物価高騰対策として、町内会や地区自治協議会が防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助することで、地域の防犯力を高め、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進する。 ②補助金 ③令1,500千円(=150千円×10団体) 補助割合 2分の1 補助上限額 150千円 ④町内会及び地区自治協議会	R7.4	R8.3